

授業科目名	応用民法Ⅲ(新カリ)(旧カリ) Advanced Civil Law Ⅲ
授業科目群	法律基本科目
標準学年	3年次
必修・選択の区別	必修
開講学期	前期
開講曜日・時限	月曜日・新カリ:1時限 旧カリ:2限
単位数	2単位
担当教員名	小池 泰 (Koike Yasushi)
授業の目的	民法の基礎知識を有することを前提に、「応用民法Ⅰ」「応用民法Ⅱ」と相まって、民法の基礎的な知識を応用し、具体的な事案を適切に処理できる能力を獲得すること。
履修条件	特になし。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	民法全体の基礎知識の確認を前提とした上で、債権各論を中心に、裁判例・事例課題の検討をしていく。
	This course deals with the grounds of civil obligation. Topics to be discussed here are ; General Principles of Contracts, Types of Contracts ( Sales, Donatio,Loan,Lease,Partnership etc. ),negotiorium gestio, unjust enrichment and Torts.
授業計画	<p>第1回 担保責任① / 小テスト①(範囲について、事前学習の項を参照)</p> <p>第2回 担保責任②</p> <p>第3回 解除</p> <p>第4回 請負</p> <p>第5回 賃貸借①</p> <p>第6回 賃貸借②</p> <p>第7回 不当利得①</p> <p>第8回 小テスト②(中間試験)</p> <p>第9回 小テスト②の解説</p> <p>第10回 不法行為①</p> <p>第11回 不法行為②</p> <p>第12回 民法(債権関係)改正から① 小テスト③</p> <p>第13回 相続法と財産法</p> <p>第14回 親族法と財産法</p> <p>第15回 民法(債権関係)改正から②</p>
授業の進め方	事前に提示した課題に関して、質疑応答をする。課題について担当を決め、担当者には講義での発言及び講義後のレポートを課す。
教科書及び参考図書等	教科書は指定しない。参考書として、鎌田・加藤ら『民事法Ⅲ第2版』、民法判例百選ⅠⅡⅢを挙げておく。参考文献は各講義にあたって事前に配布するレジュメで指示する。
試験・成績評価等	12回以上出席した者について、講義における発言及びレポート(10%)・小テスト(3回、40%)及び定期試験(50%)によって得られた成績を基礎に、水準に達していると判断した者について相対評価を行う。小テスト①③は、原則としてTKCの基礎力確認試験から出題し(民法(債権関係)改正法で実質の変更あるものは除く)、小テスト②(中間試験)はこれに加えて論述式の問題を出題する。

事前学習	<p>課題について、各自の用いる教科書、に指示された文献等を参考に、検討しておくこと。</p> <p>※第1回の小テスト①では、TKC基礎力確認試験「民法・第3編債権・第2部契約」の、第1章（総則）・第3章（売買）・第7章（雇用・請負・委任・寄託）から20問を出題する（民法（債権関係）改正法で実質的変更あるものは除く。）。</p>
課題レポート等	
オフィスアワー	月曜日 16:35～17:35
その他	